

BizHint広告サービス利用申込書
(リードジェネレーション)

申込者は株式会社bizhint（以下「当社」という）が提供する「BizHint広告サービス」（以下「本件サービス」という）に関し、下記の「BizHint広告サービス利用約款」（以下「本約款」という）に同意したうえで、利用を申し込みます。

申込日		2025//	
申込者	会社名		印 (社印)
	所在地	〒	
	部署		
	担当者氏名		
	メールアドレス		
申込内容	掲載サービス製品名		
	サービス内容	・ 資料（媒体資料、価格表、ホワイトペーパーなど）掲載 ・ 動画掲載 ・ 会員へのアンケート取得	
	最低掲載期間	2025//～月末	
	サービス利用の対価 (税抜)	リード提供料（1リード当たりの価格）：円	
	掲載URL	https://bizhint.jp/	
	備考		

特記事項

- 「リード提供料」の対象は、本約款第2条第2項第3号に基づき、以下の方法により取得したリード情報とします。
①資料DL ②動画視聴 ③BizHint会員へのアンケート
- 「リード提供料」の内容は、本申込書の再締結を要せず、メールエビデンスの合意に基づき、適宜変更可能とします。
(1リード当たりの価格、リードに関するセグメント条件、他)
- 個別契約に基づき本約款第2条第2項第4号に定める広告メールを配信する場合、当社所定の期限までに広告メールの原稿の校了が確認できない場合、広告メールの配信はキャンセルとなります。この場合、次のとおりキャンセル料が発生し、本件対価に準じてご請求します。
 - イベント集客プランによる広告メール配信の場合：配信費用の50%に相当する額
 - リードジェネレーションプランによる広告メール配信の場合：設定予算の50%または配信予定日時点での未消化予算額のいずれか少ない額

利用約款

第1条 (契約の成立)

1. 申込者が、当社に対して「BizHint広告サービス利用申込書」（以下「本申込書」という）を提出し、当社が書面またはメールを含む電磁的方法により承諾の意思表示をすることにより、本約款に定める内容で申込者と当社との間で本件サービスの利用に関する基本契約（以下「本契約」という）が成立する。
2. 本申込書の申込日以前に申込者と当社との間で他のBizHint広告サービス利用申込書に基づく本件サービスの利用契約（以下「旧契約」という）がある場合は、本申込書による申込日の前日をもって旧契約は終了するものとする。ただし、旧契約に基づき発生したリード提供料等のサービス利用対価について、申込者による支払義務は旧契約に基づき存続するものとする。
3. 本申込書および本約款に定める事項は、本契約の有効期間中、申込者と当社の間で書面またはメールを含む電磁的方法により締結される個別契約に共通して適用されるものとする。ただし、個別契約において、本申込書および本約款と異なる内容を定めたときは、個別契約が優先して適用されるものとする。
4. 本申込書に申込者が利用する本件サービスの内容の記載がある場合、当該内容をもって本契約に基づく初回の個別契約の内容とする。
5. 当社指定の本件サービスの代理店が広告主による本件サービスの利用を申し込む場合、広告主の本件サービスの利用にかかる本契約および個別契約は当社と当該代理店との間で成立するものとする。
6. 前項の場合、本件サービスの代理店は、広告主から本約款への同意を取得し、本約款の内容を遵守させるものとする。ただし、広告主に対して、第3条、第6条、第7条および第8条の各規定は適用せず、当該各規定に関する事項は、広告主と当該代理店の間の契約により定めるとおりとする。

第2条 (本件サービスの利用)

1. 当社は、申込者（広告主を含む。以下同じ。）に対し、本約款に定める利用条件に従い、本契約および個別契約に基づき、本件サービスを利用することを認める。
2. 本件サービスの内容は以下のとおりとし、申込者が利用する具体的な本件サービスの内容は個別契約に定めるものとする。
 - (1) 商品広告ページ（以下「本件ページ」という）の制作
申込者が取り扱う商品またはサービスのプロモーションに関するウェブページを、当社の裁量により制作する。
 - (2) BizHintへの掲載
前号で制作した本件ページを、本件サービスの利用期間中、本申込書記載のURLページを含むドメインにおいて、当社所定の方法により掲載する。
 - (3) リード情報の提供
本件ページを閲覧したBizHint利用者（以下「利用者」という）が、本件ページにおいて所定の情報等を入力し送信ボタンを押下した場合、当該利用者に関する情報（以下「リード情報」という）を当社所定の方法により提供するものとする。当社は、当該利用者からリード情報を取得するに際して、申込者（本件サービスの代理店を除く。）への提供に必要な同意を取得するよう努めるものとする。
 - (4) 利用者に対する広告メールの配信
当社所定の方法により、広告メールの配信に関する同意を取得した利用者に対して当社所定の様式に従って広告メールを配信する。
3. 申込者は、当社が本件ページを制作するために必要な情報、データ等（以下「本件情報」という）を提供するものとする。
4. 本契約に基づいて、本件ページを含む、当社が制作または作成した本件ページその他の成果物の所有権および著作権（著作権法第27条および第28条の権利を含む。）は、申込者が提供した本件情報を除き当社に帰属する。
5. 申込者は、利用者から同意が得られない等の理由により、リード情報の提供ができない場合があることにあらかじめ承諾する。

第3条 (本件情報の利用)

1. 申込者は、当社に対して、以下のとおり本件情報を利用することを認める。
 - (1) 本件ページを制作し、BizHintへ掲載すること（本件ページの制作および掲載のための形式的な加工や変更を含む）
 - (2) 利用者に対して本件情報の全部または一部を抜すい、要約または再構成して提供すること（第三者が提供するAI関連その他のサービスを利用して処理する場合を含む。）
 - (3) 利用者によるBizHintの利用履歴（本件情報の閲覧履歴および前号の提供履歴を含む。以下本条において同じ。）と合わせて、本件サービスの分析および改良に利用すること
 - (4) 本件サービスまたはBizHintのマーケティングや広告宣伝のために本件ページの一部として利用すること
 - (5) 前各号のほか、本件サービスの提供、維持、改良または開発に利用すること
2. 申込者は、利用者が本件ページにおいて閲覧した本件情報について、当社が当該本件情報の公開が終了した後または個別契約が終了した後も利用者に対して当該本件情報の閲覧を可能とすることを認める。ただし、申込者から当

該本件情報の閲覧を停止するよう要請があった場合は、この限りではない。

3. 当社は、申込者（本件サービスの代理店を除く。）に対して、当社所定の方法により、利用者（リード情報として提供する利用者に限る。）によるBizHintの利用履歴に関するデータ（具体的なデータの内容および項目は当社が定める。）を開示提供する。ただし、利用者から申込者への提供に必要な同意が得られない場合を除く。

第4条 （対価）

1. 本件サービスの利用の対価（以下「本件対価」という）は、個別契約において定める金額とする。
2. 申込者は、本件対価を月末締め、翌月末払いで当社から送付される請求書に基づき、別途当社が指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払うものとする。
3. 申込者は、本件対価の支払を遅滞した場合、支払期日の翌日から完済するまで年14.6%相当の割合による遅延損害金を支払う。
4. 申込者は、本件対価のほか、本件サービスを利用するために必要な一切の費用（通信費や利用環境にかかる費用を含む）を負担する。

第5条 （遵守事項）

1. 申込者は、次の各号に定める事項を遵守する。
 - (1) 本件サービスの利用に際して、個人情報保護法その他の法令を遵守し、第三者の個人情報、プライバシー、人格権等を不当に侵害しないこと
 - (2) 本件サービスの提供を阻害する一切の行為（リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、動作を阻害する装置の使用、技術をコピーするための行為等を含む）を行わないこと
 - (3) 本件サービスを、申込者の商品、サービスの顧客分析・販促・プロモーションの目的にのみ利用すること
 - (4) 本件サービスを、本件サービスと競合するサービスの開発・改善のために利用しないこと
2. 申込者は、当社が、本件サービスについて、その信頼性、正確性、完全性、有効性、特定目的への適合性、有用性（有益性）、継続性、権原ならびに第三者の権利の非侵害性について保証せず、当社は、これらに起因して申込者が何らかの損害を被ったとしても、当該損害につき、責任を負わないことを了承する。
3. 申込者は、本件サービスを通じて収集した情報を利用する場合において、申込者のプライバシーポリシー等において利用目的を適切に公表する等、個人情報保護法その他の法令およびガイドライン等に従って適切に対応する責任を負い、当該対応に不備がある場合には、当該情報を利用してはならないものとする。

第6条 （本件サービスの提供の中止）

1. 当社は、申込者の広告が次の各号の一に該当したときは、広告の掲載または配信の中止およびその他の本件サービスの提供を中止することができるものとする。
 - (1) 本約款または当社が定める広告掲載基準その他の諸規則に反すると判断されたとき
 - (2) 法令等により掲載もしくは配信を禁止され、または除去を命ぜられたとき
 - (3) 天災または不可抗力により掲載または配信が不可能となったとき
 - (4) 公の秩序または善良の風俗に反すると判断されたとき
 - (5) 虚偽または誇大な表現のあるものと判断されたとき
 - (6) その他甲において広告の掲載または配信が不適当と判断されたとき
2. 当社は、前項各号により本件サービスの提供が中止された場合においても、申込者に対し、損害賠償等一切の責任を負わないものとする。

第7条 （契約期間）

1. 本契約の有効期間は、本契約の成立日から翌年3月31日までとする。また、当社または申込者から相手方に対して本契約の有効期間満了の1ヶ月前までに別段の通知がない場合、本契約と同一の条件でさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。
2. 当社または申込者は、第1条第2項により旧申込書にかかる契約が終了する場合を除き、個別契約において最低掲載期間を定めた場合はその期間の経過後、相手方に対し、解約希望日の1ヶ月前までに通知することにより本契約を終了することができる。

第8条 （権利義務等の譲渡禁止）

当社または申込者は、相手方の書面またはメールを含む電磁的方法による事前の承諾のない限り、本契約上の地位および本契約によって生じる権利義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

第9条 （解除）

1. 当社または申込者は、相手方（申込者が当社指定の本件サービスの代理店の場合は広告主も含む。以下、本条において同じ。）が本約款、本契約または個別契約に定める義務の全部または一部に違反し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず相手方が当該期間内には是正または履行しない場合、本契約または個別契約につき、何らの責任を負うことなく、その債務の履行を停止し、または解除することができる。
2. 当社または申込者は、相手方が次の各号の一に該当する場合、何らの事前の通知、催告なしに、直ちに本契約につ

き、何らの責任を負うことなく、その債務の履行を停止し、または解除することができる。

- (1) 財産または信用状態の悪化等により、差押え、仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申立てがなされ、または租税公課を滞納し督促を受けたとき
 - (2) 監督官庁から営業停止または営業免許もしくは営業登録の取消の処分を受けたとき
 - (3) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他法的倒産手続開始の申立てがあったときまたは解散（法令に基づく解散を含むが、合併による解散を含まない）、清算もしくは私的整理の手続に入ったとき
 - (4) 会社分割、資本減少、事業の廃止、休止または事業の全部もしくは重要な一部の譲渡の決議をしたとき
 - (5) 手形もしくは小切手を不渡とし、その他支払不能または支払停止となったとき
 - (6) 主要な株主または経営陣の変更がなされ、他の当事者によって本契約を継続することを不適当と判断されたとき
 - (7) 法令に違反したとき
3. 当社または申込者による本条に基づく契約の解除は、相手方に対する損害賠償の請求を妨げない。

第10条 （反社会的勢力の排除）

1. 当社および申込者は、自己および次に該当する者が、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団およびこれらに準じるものをいう。以下同じ）に該当しないことを表明し、確約する。
 - (1) 自己の特別利害関係者（役員（役員持株会を含む）、その配偶者および二親等内の血族、これらの者により議決権の過半数が所有されている会社ならびに関係会社およびその役員をいう）
 - (2) 自己の重要な使用人
 - (3) 前各号に掲げる者のほか、自己の経営を実質的に支配している者
2. 当社または申込者は、相手方または相手方の前項各号に該当する者が反社会的勢力であることまたは反社会的勢力と関与したことが判明した場合、何らの事前の通知、催告なしに、直ちに本契約の全部または一部につき、何らの責任を負うことなく、その債務の履行を停止し、または解除することができる。
3. 本条に基づく契約の解除は、相手方に対する損害賠償の請求を妨げない。

第11条 （秘密保持義務）

1. 当社および申込者は、本契約を通じて知り得た相手方の営業秘密（不正競争防止法第2条第6項に定めるものをいう）であって、開示にあたり相手方が秘密である旨を明示した情報（以下「秘密情報」という）を、本契約の有効期間中および本契約終了後5年間厳に秘密として保持し、相手方の書面による事前の承諾なしに第三者に開示、提供、漏洩し、また本契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、公的機関による法令上の強制力を伴う開示請求を受けた場合は、その開示請求に応じる限りにおいて、相手方へすみやかに通知することを条件として開示することができる。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する情報は、秘密情報に当たらないものとする。
 - (1) 開示の時点で既に被開示者が保有していた情報
 - (2) 秘密情報によらず被開示者が独自に生成した情報
 - (3) 開示の時点で公知の情報
 - (4) 開示後に被開示者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
3. 当社および申込者は、相手方の秘密情報を、本契約の目的遂行に必要な範囲に限り、自社の役職員ならびにその親会社および子会社の役職員に開示することができるほか、弁護士または税理士などの職務上守秘義務を負う第三者に対して開示することができる。ただし、当社または申込者は、本項に基づき第三者に情報を開示する場合、当該第三者に本契約と同等の秘密保持義務を遵守させなければならず、また当該第三者による秘密情報の取扱について一切の責任を負う。
4. 前項にかかわらず、当社は、当社の関係会社（会社計算規則第2条第3項第25号に定めるものをいう。以下同じ）の事業運営の目的のために、本契約の存在および申込者と当社との取引履歴等（以下「契約情報」という）を当社の関係会社へ開示・提供できるものとし、当該関係会社は契約情報にかかる目的の範囲内で利用できるものとする。この場合、当社は、当該関係会社による契約情報の利用について責任を負うものとする。

第12条 （約款改定）

1. 当社は、当社が必要と判断した場合には本約款を変更することができるものとし、申込者に対して、本約款を変更する旨および変更後の本約款の内容ならびにその効力発生時期を本件サービスに関するウェブページ等への掲載その他当社が適当と判断する方法により通知する。ただし、申込者に大きな影響を与える場合には、本約款変更の効力発生の相当期間前までに通知する。
2. 変更後の本約款は、その効力発生時期以降に成立する個別契約から適用するものとする。

第13条 （本契約終了時の取扱い）

1. 本契約の終了時に未履行の債務または有効な個別契約がある場合には、当該債務または個別契約の履行が完了するまで、引き続き本契約の各条項が適用される。
2. 申込者は、本契約が終了した場合、当社が、本件ページおよび本件情報を遅滞なく削除することについて異議を述べ

べないものとする。

第14条 （合意管轄）

本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第15条 （別途協議）

本契約に定めがない事項または本契約に生じた疑義について、当社および申込者は、誠実に協議して解決を図る。

(2022年 8月 1日制定)

(2024年5月8日改定)

(2025年2月28日最終改定)